

議案第95号

財産の取得について議決を求める件

財産の取得について、鹿児島県財産に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議決を求める。

令和3年9月提出

鹿児島県知事 塩田康一

次のとおり財産を取得する。

- 1 財産の種類及び数量 タブレットパソコン 4,100台
- 2 取得金額 379,500,000円
- 3 取得の相手方 鹿児島市金生町4番10号

富士電機ITソリューション株式会社鹿児島支店

(提案理由)

県立高校における学習者用コンピュータとして取得しようとするものである。